2　申請の時期

⑴　定期の申請時期は、平成23年１月11日から平成23年１月31日までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

また、インターネットを使用して申請する場合は、パスワード申込受付期間を平成22年11月１日から平成22年11月30日までとし、申請用データ受付期間を平成22年12月１日から平成23年１月14日とする。ただし、休日及び平日の午後５時から午前９時の間はシステムを運休する。

⑵　随時の申請時期は、平成23年２月１日以降とする。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する。また、インターネットを使用して次のアドレス（経済産業省ホームページ）にアクセスし、申請書を出力することもできる。

http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/sanka_shikaku.html

また、インターネットを使用して申請する場合は、次のアドレスにアクセスし、平成22年11月１日午前９時から平成22年11月30日午後５時までにパスワードの発行手続きを行う。パスワード発行が完了すると、「平成23・24年度インターネット一元受付に係るパスワード及びユーザＩＤの交付について」が総合評定値通知書の住所・代表者あてに郵送にて送付される。その後、次のアドレスにアクセスし、平成22年11月１日午前９時から平成23年１月14日午後５時までに通知及び申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

建設工事

https://www.pqr.mlit.go.jp

測量・建設コンサルタント等業務

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　申請書の提出方法　申請書は、別記１に掲げるいずれかの部局長に、次の①及び②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（書留郵便とし、平成23年１月31日当日消印有効）により提出すること。なお、提出の際、参加を希望する部局（地区）を選択することにより、その選択した部局（地区）の部局長にも提出したものとみなして扱う。

また、インターネットを使用して申請する場合は、⑴においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、入手したパスワードを入力して送信するものとする。また、添付書類として以下に掲げる①の二のトを次の送付先にファクシミリにより送信する。

送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク

【建設工事】

電 話 番 号082―502―9111

ＦＡＸ番号082―502―9112

【測量・建設コンサルタント等業務】

電 話 番 号022―211―5520

ＦＡＸ番号022―211―5530

①　建設工事に係るもの

一　申請書

二　添付書類

イ　営業所一覧表

ロ　工事経歴書（提出は任意とする。）

ハ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）

ニ　総合評定値通知書等の写し（建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の４に規定するもので、申請日から直近のもの。）

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。

ホ　建設業許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第２条第１号に定める様式第１号（別紙を含む。）で、申請日から直近のもの。）

ヘ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する者に限る。）

ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書(個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

②　測量・建設コンサルタント等業務に係るもの

一　申請書

二　添付書類

イ　測量等実績調書

ロ　技術者経歴書

ハ　営業所一覧表

ニ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合に限る。）

ホ　登録証明書等又はその写し

ヘ　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表､損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類。））

ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書(個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されてないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

⑶　その他

①　⑵に掲げる諸証明書については、複写機等による写しをもって代えることができる。

②　⑵に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。

③　申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。

④　申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載する。

4　競争に参加することができない者及び競争に参加させないことができる者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき